（別紙）

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

河川敷地占用許可準則（以下、「準則」という。）第二十二第１項及び第２項の規定に基づき、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占用することができる河川敷地の区域（以下、「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定するとともに、当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下、「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占用主体（以下、「都市・地域再生等占用主体」という。）を次のとおり定める。

令和８年４月 17 日

国土交通省
東北地方整備局長

第１　都市・地域再生等利用区域

（１）　指定範囲

一級河川最上川水系寒河江川の河川区域内で、別図に示す範囲。

（２）　指定年月日

令和８年４月 17 日

第２　都市・地域再生等占用方針

（１）占用許可を受けることができる施設

寒河江ダム周辺河川敷地及び河川敷地と一体をなす広場、イベント施設等
（準則第二十二第３項第一号、第二号、第三号、第六号、第十一号）

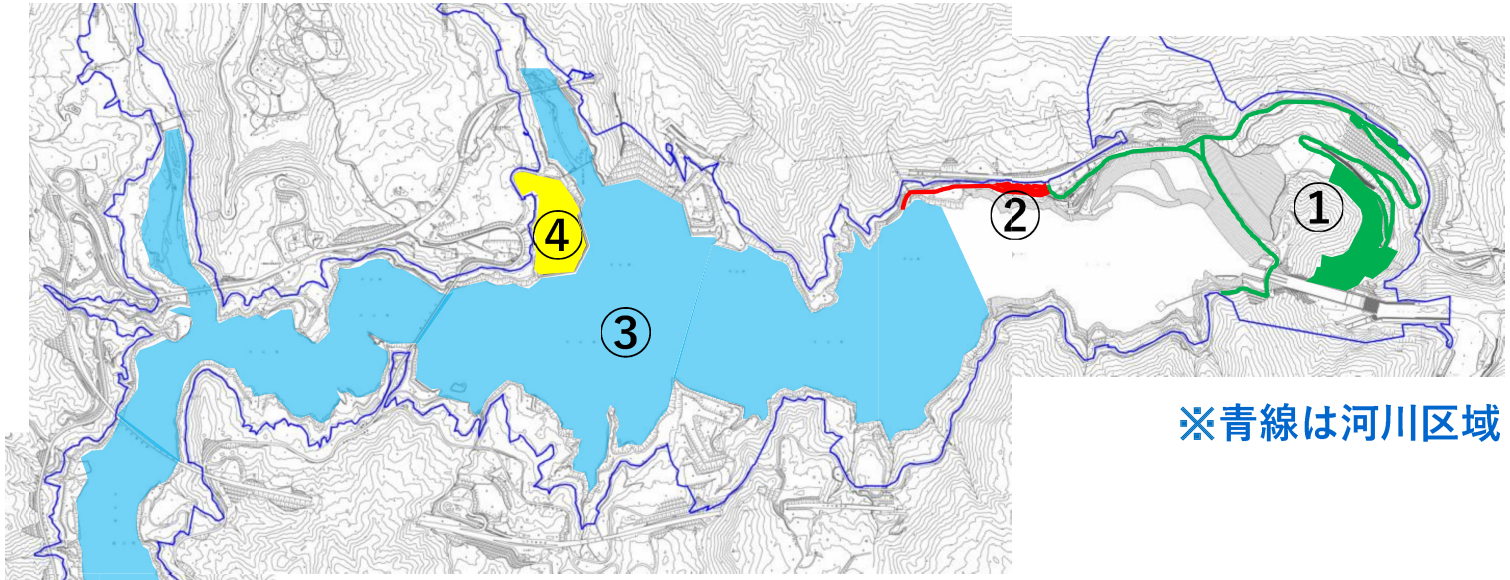
（２）許可方針

１　占用する区域及びその周辺の河川環境との調和や景観に配慮したものであること。
２　西川町の振興に寄与するものであること。
３　河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
４　占用の許可を受けることができる施設及びその周辺においては、良好な水辺空間を確保するため清潔の保持に努め、占用主体が事業者等から納入された施設利用料を、その費用に充てること。
５　占用の許可期間中に河川利用者等から占用の許可に関する苦情があった場合は、都市・地域再生等占用主体が解決に努めること。
６　降雨、水位、風、地震等の情報を常に把握し、危険のおそれがある場合は、使用を中止すること。また、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
７　施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。
８　施設利用料の徴収状況、占用施設の利用者数や活動状況を、河川管理者に年１回以上で河川管理者が定める回数を報告すること。

第３　都市・地域再生等占用主体

西川町（準則第二十二第４項第一号）

＜別図＞



※青線は河川区域

都市・地域再生等利用区域位置図_全エリア

※次頁以降、エリア毎の地図を表示

【凡例】

番号	利用区域
①	堤体・スポーツ広場エリア
②	大噴水・水の文化館エリア
③	湖面全般エリア
④	フェリシア月山カヌーセンターエリア